

●香川県告示第23号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

令和8年2月6日

香川県知事 池 田 豊 人

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
香産-70	綾歌郡綾川町陶字内間964番3、969番7及び969番8並びに綾歌郡綾川町陶字丸山975番、975番2、979番1、980番7、1039番17、1110番2及び1112番3	政令第13条の2 第1号

備考

- 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。
- 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- 指定区域の帳簿及び図面は、香川県環境森林部循環型社会推進課において、一般の縦覧に供する。